

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年12月4日（令和元年（行個）諮問第140号）

答申日：令和2年3月30日（令和元年度（行個）答申第170号）

事件名：本人の開示請求に係る処分の内容の全体が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書2ないし文書6に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」ないし「本件対象保有個人情報5」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年8月23日付け厚生労働省発障0823第31号により、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）につき、取消しを求める。

2 審査請求の理由

開示請求した文書2ないし文書6を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下「請求者」という。）は、令和元年6月26日付けで、処分庁に対して、法の規定に基づき、「開示請求人の個人情報（障害児・発達障害者支援室が保有するもの）（例として、1. 裁判書類、2. 開示請求に係る処分の内容の全体が分かる文書、3. 身体障害認定、審査請求記録（特定県がなした身体障害認定の分のみ）、4. 面談記録、5. 事務連絡文書、6. 開示請求の補正に係る通話記録）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が令和元年8月23日付け厚生労働省発障0823第31号により開示決定等を行ったところ、請求者は、これを不服とし、同月28日付け（同月29日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべき

ものとする。

3 理由

- (1) 本件審査請求に係る開示請求は「開示請求人の個人情報（障害児・発達障害者支援室が保有するもの）（例として、1. 裁判書類、2. 開示請求に係る処分の内容の全体が分かる文書、3. 身体障害認定、審査請求記録（特定県がなした身体障害認定の分のみ）、4. 面談記録、5. 事務連絡文書、6. 開示請求の補正に係る通話記録）」の開示を求めるものである。

厚生労働省では、請求者からの保有個人情報の開示請求に対して、「開示請求人の個人情報（障害児・発達障害者支援室が保有するもの）1. 裁判書類」を特定し開示したが、「2. 開示請求に係る処分の内容の全体が分かる文書、3. 身体障害認定、審査請求記録（特定県がなした身体障害認定の分のみ）、4. 面談記録、5. 事務連絡文書、6. 開示請求の補正に係る通話記録」について、作成又は取得したことはないため、厚生労働省では保持はしていない。今回の審査請求にあたって、改めて執務室内を探索したが、新たに見つかった保有個人情報はなかった。以上の点から、不開示とした原処分は、妥当であるとする。

- (2) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年12月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和2年3月16日 審議
- ④ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、このうち本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象保有個人情報を管理しているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検

討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無について、諮問庁は上記第3の3(1)のとおり説明するところ、当審査会事務局職員をして更に確認させたところによると、以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報1については、障害児・発達障害者支援室(以下「支援室」という。)において開示請求に係る一覧表等は作成しておらず、取得もしていないため、保有していない。

イ 本件対象保有個人情報2については、支援室では身体障害の認定に関する制度・法令を所掌していないため、作成も取得もしておらず、保有していない。

ウ 本件対象保有個人情報3ないし本件対象保有個人情報5については、審査請求人に対し、開示請求手続において求補正等の連絡が必要な場合は、厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室から連絡を行っており、支援室においてその記録は作成も取得もしておらず、保有していない。

また、支援室では、開示請求手続以外において、審査請求人との面談や、審査請求人に対する事務連絡の発出等を行っていないため、その記録は作成も取得もしておらず、保有していない。

(2) 諮問庁の上記(1)アないしウの説明は不自然、不合理とはいえ、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

- 1 本件請求保有個人情報
開示請求人の個人情報（障害児・発達障害者支援室が保有するもの）
（例として， 1． 裁判書類， 2． 開示請求に係る処分の内容の全体が分かる文書， 3． 身体障害認定， 審査請求記録（特定県がなした身体障害認定の分のみ）， 4． 面談記録， 5． 事務連絡文書， 6． 開示請求の補正に係る通話記録）

- 2 保有個人情報が記録された文書
文書 1 裁判に係る文書一式（特定年 A（行ウ） 特定番号 行政文書開示決定処分取消請求事件及び特定年（特定年 B（行ウ） 特定番号 行政文書不開示決定処分取消請求事件）
文書 2 開示請求に係る処分の内容の全体が分かる文書（本件対象保有個人情報 1）
文書 3 身体障害認定， 審査請求記録（特定県がなした身体障害認定の分のみ）（本件対象保有個人情報 2）
文書 4 面談記録（本件対象保有個人情報 3）
文書 5 事務連絡文書（本件対象保有個人情報 4）
文書 6 開示請求の補正に係る通話記録（本件対象保有個人情報 5）